

食品循環資源の再生利用等の促進に関する基本方針の一部を改正する告示案 の概要

令和 5 年 12 月 21 日

大臣官房新事業・食品産業部 外食・食文化課
環境省環境再生・資源循環局総務課

1 現行制度の概要

食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成 12 年法律第 116 号。以下「法」という。）第 3 条及び食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律施行令（平成 13 年政令第 176 号）第 3 条の規定に基づき、食品循環資源の再生利用及び熱回収並びに食品廃棄物等の発生の抑制及び減量（以下「食品循環資源の再生利用等」という。）を総合的かつ計画的に推進するため、おおむね 5 年ごとに「食品循環資源の再生利用等の促進に関する基本方針」（以下「基本方針」という。）を定めることとされている。

基本方針は、法第 3 条第 2 項に基づき、次に掲げる項目を定めることとされている。

- ① 食品循環資源の再生利用等の促進の基本的方向
- ② 食品循環資源の再生利用等を実施すべき量に関する目標
- ③ 食品循環資源の再生利用等の促進のための措置に関する事項
- ④ 環境の保全に資するものとしての食品循環資源の再生利用等の促進の意義に関する知識の普及に係る事項
- ⑤ その他食品循環資源の再生利用等の促進に関する重要事項

2 改正の必要性

「規制改革実施計画」（令和 5 年 6 月 16 日閣議決定。）において、「エネルギー利用の促進に向けた、食品リサイクル基本方針の一部改正」として、「農林水産省は、次期食品リサイクル基本方針において、「エネルギー利用の推進」、「焼却・埋立の削減目標」、更には「社員食堂等からの食品廃棄物の削減の重要性」等を明記する方向で検討し、必要な措置を講ずる。」とされたことから、食料・農業・農村政策審議会及び中央環境審議会の合同会合における検討も踏まえ、基本方針の改定を行う必要がある。

3 改正の概要

- （1）食品ロスの削減の推進に関する法律（令和元年法律第 19 号）の施行について

基本方針では冒頭で、食品循環資源の再生利用及び食品ロスの削減に係る現況が記載されているところ、現行の基本方針の策定後に施行された食品ロスの削減の推進に関する法律の施行について追記することとする。

- （2）食品関連事業者以外の者の取組の方向について（基本方針一の 2 のニ 食品関連事業者以外の食品廃棄物等を発生させる者

食品関連事業者以外の者について、食品ロスの削減を含む食品循環資源の再生利用等をより一層促進するため、その背景や理由を記載する必要があることから、食品関連事業者以外の者の食品廃棄物の削減の重要性について追記することとする。

- (3) 食品循環資源の再生利用等の手法に関する優先順位及び手法ごとの取組の方向について（基本方針一の3のロ 再生利用）

食品循環資源の再生利用の実施は、昨今の重要課題である食料安全保障やカーボンニュートラルにも資することから、再生利用の優先順位及び法令順守の観点のみでなく、これらの観点も踏まえた再生利用等の実施についても記載することとする。

- (4) 再生利用等の実施率に係る目標（基本方針 二の3 再生利用等の実施率に係る目標）

再生利用等を実施していない食品廃棄物等は、おおむね焼却・埋立てがなされているところ、このような食品廃棄物等の存在を認識し、食品廃棄物等の再生利用等を促進するため、参考値として焼却・埋立ての削減目標を定めることとする。

- (5) 肥料取締法（昭和25年法律第127号）の法律名の改正について（基本方針一の3のロ 再生利用）

肥料取締法の一部を改正する法律（令和元年法律第62号）により、「肥料取締法」の名称が「肥料の品質の確保等に関する法律」に改正されたことに伴い、所要の改正を行うこととする。

- (6) 持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律（平成11年法律第110号）の廃止について（基本方針一の3のロ 再生利用（2）肥料化）

持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律（平成11年法律第110号）の廃止に伴い、肥料化の重要性を示す記載として環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（令和4年法律第37号）を引用する所要の改正を行うこととする。